

東近江行政組合議会定例会に関する告示

平成3年3月1日
滋賀中部地域行政事務組合告示第4号

改正 平成10年3月31日 告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条の規定による東近江行政組合議会定例会は、毎年次に定める月に招集する。ただし、特別の事情がある場合は、これを繰り上げ又は繰り下げることができる。

昭和47年中部地域消防組合告示第1号（中部地域消防組合議会定例会に関する告示）は、廃止する。

3 月

9 月

12 月

付 則（平成10年3月31日告示第5号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。